

平成29年度第11回神石高原町農業委員会総会議事録

集年月日	平成30年2月28日(水)			
召集場所	神石高原町三和協働支援センター 1階 会議室			
開会時間	午後1時30分		閉会時間	午後2時40分
出席農業委員	1番	美田 雅彦	2番	小川 玲子
	3番	向 靖弘	4番	小坂 貢
			6番	小里 千恵子
	7番	正木 正二	8番	井上 賢市
	9番	圓道 タミ子	10番	立原 孝生
	11番	大埜 益旨	12番	若林 宏明
	13番	伊勢村 正治	14番	佐伯 知省
出席推進委員			2番	田村 哲郎
			12番	山内 功雄
	13番	中岡 拓馬		
欠席した農業委員	5番	伊勢村 春行		
議事録署名委員	6番	小里 千恵子	7番	正木 正二
出席した職員	農地係係長	川上 申明	事務局	平田 賢礼
	臨時職員	渡邊 由加利		

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 会 長 挨 拶	
3. 欠 席 者 報 告	
4. 議事録署名委員選任	
5. 議 事	
議案第1号	平成29年度農用地利用集積計画(第48号)について
議案第2号	農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について
議案第3号	農地法第3条による許可申請について
議案第4号	農地法第4条による許可申請について
議案第5号	農地法第5条による許可申請について
報告第1号	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
6. そ の 他	
7. 閉 会	

開 会	川上係長	定刻となりましたのでただいまから平成29年度第11回の神石高原町農業委員会総会を開会したいと思います。本日、事務局長が体調不良により欠席ですので農地系の川上が進行させていただきます。まず始めに会長よりあいさつをお願いいたします。
会長挨拶	会 長	(挨拶)
	川上係長	ありがとうございました。続きまして本日の欠席者の報告をします。本日の欠席者は5番伊勢村春行委員1名でございます。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えています。総会が成立することを報告します。尚、これからの議事につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名委員選任	議 長	本日の議事録署名委員を指名します。6番小里委員と7番正木両委員にお願いします。
議案第1号 議案第2号	議 長	議案第1号「平成29年度農用地利用集積計画(第48号)について」と合わせて議案第2号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
	平田主任	(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。農地中間管理機構へ配置します賃貸の案件でございます。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「平成29年度農用地利用集積計画(第48号)について」異議なき旨回答することに賛成の農業委員のかたは挙手をお願いします。 (全員賛成) ありがとうございます。全員賛成ですので異議なき旨回答することとします。
	議 長	続きまして議案第2号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」「特に意見なし」の旨回答することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成) 全員賛成ですので特に意見なき旨回答することとします。
議案第3号	議 長	続きまして議案第3号「農地法第3条による許可申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。
	川上係長	(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っておりますので報告をお願いします。
	2番 (推)	東油木、市場、南油木担当の田村です。受付番号3-25について報告します。場所は[]から[]のところへあります。

		2月26日に井上農業委員と■■■■■同行のもと調査しました。譲渡人は遠方へ居住されているため耕作することが困難なため今回譲渡したいとのことです。譲受人につきましては小野に耕作地がありますが現在の居住地の近隣に耕作地がないため今回の申請地を所有権移転して規模拡大をはかりたいとのことで問題ないと思われます。
	議 長	ありがとうございました。3条申請による報告が終わりました。ご意見ご質問ありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第3条による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
議案第4号	議 長	続きまして議案第4号「農地法第4条による許可申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。
	川上係長	(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。報告をお願いします。
	13番 (推)	上、父木野地区担当の中岡です。受付番号4-6について報告します。 ■■■■■から■■■■■のところへあります。2月23日に小川農業委員同行のもと調査しました。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。周辺の農地や民家にも影響がないものと思われます。また経済産業省の再生エネルギー発電施設認定済みで設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等許可の条件を満たしているので問題ないと思われます。
	議 長	ありがとうございました。4条申請の説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	10番	議案に載っている航空写真と現況写真では土地の形が違うような気がするんですが
	2番	畑の中に草が生えないようにブルーシートをしているので形が違って見えるんだと思います。
	10番	分かりました。
	議 長	他にございませんか。無いようなので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「農地法第4条による許可申請について」申請どおり許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
議案第5号	議 長	続きまして議案第5号「農地法第5条による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

	川上係長	(事務局説明)
	議長	ありがとうございます。担当推進委員による現地調査を行っています。報告をお願いします。
	12番	小島地区担当の山内です。新庁舎関係の5-20、5-21について報告します。2月21日に若林農業委員と政策企画課の松井氏、農業委員会事務局長の松本氏の4名で調査を行いました。申請のあった農地は農業振興地域の除外地ではありますが昭和55年から平成元年にかけてほ場整備された農地です。役場本庁より半径500m以内にある市街化2種農地です。現在の役場庁舎は老朽化が著しく耐久性も不足しているため新庁舎の建設計画が始まったということです。建設にあたり庁舎建設検討委員会が立ち上げられまして審議されました結果現在の場所は道路も狭くて支障をきたしているため利便性の良い申請地に決定したということです。設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等、許可の要件を満たしていると考えます。
	12番	続きまして病院関係の5-22から5-28について報告します。場所は先程と同じところで役場本庁より東へ400mの場所へあります。2月21日に若林農業委員と政策企画課の松井氏、農業委員会事務局長の松本氏の4名で調査を行いました。申請のあった農地は先程、新庁舎建設計画書の隣でありまして役場本庁より500m以内にあります。市街化2種農地です。現在の病院は一度改修されておりますがその時に旧病棟を建て増した改修であったためにその関係で老朽化が著しく耐久性も不足しているため新病院建設計画が上がったということでもあります。建設にあたり建設検討委員会が立ち上げられまして審議された結果、現在の後ろに大きなため池もありましてまた新しく県道も付け替えられるのも考慮されまして利便性の良い申請地に決定したということでもあります。設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等許可の要件を満たしていると考えます。
	議長	説明が終わりました。ここで補足をします。 22ページの図面をご覧ください。赤い旗があって右側が町立病院、赤い旗の左側へ車が停まっている所が保健福祉センターで庁舎が建つ際には保健福祉センターを利用しながら庁舎建設ということのようです。左上の黄色い線が小島バイパスの現在着工済みの道路でこれが下に向けて延長されるということでございます。赤い旗の左側へ病院建設をする所の間に水路がありますがこの水路はこのまま残した状態で左側へ病院建設が予定されているようです。この水路がありますので庁舎の地下が調整池となるような設計となっているようです。黄色い屋根が見えるのがビープル三和です。ご意見ご質問ありましたらお願いします。
	4番	庁舎の敷地を見ますと2筆に分かれますよね。どちらかは駐車場になるのですか。保健センターが真ん中に入るとするのは仮の庁舎なんですか？

	議 長	仮の庁舎ではなく永住庁舎として残すようです。
	4番	南向きですか？
	議 長	正面玄関が左側です。この地図で言うと左側の下の方へ右側に赤い旗があってその反対側が南向きの玄関になります。建物の中にこれを入れ込むのか建物の前にこれを置くのか細かな配置図面がまだ出ていません。裏の駐車場と赤い旗がある方へ庁舎を建つのでしょうか。
	4番	保健センターのほうが南側ですよ？
	議 長	はい。駐車スペース65台分あります。
	4番	今保健センターの駐車場があるところは庁舎になるんですよ。
	議 長	はい、庁舎になります。
	4番	保健センターの南側の所得する用地が全部駐車場になるということですね。
	議 長	保健センターの北側の買収地と駐車場を利用して庁舎を建てる。バイパスが庁舎完成までに開通するかどうかの目途がたっていない。当面は旧道から入ってくるような進入路を作るんだというふうに聞いてます。
	10番	駐車場は増えるのか？役場と共有になるのか？
	議 長	間に水路もあるし基本的には別々だと思います。しかし共有することもあると思います。
	10番	今、役場では大型バスが出入りしているがそういった進入路は確保されているのか？
	議 長	しばらくは現在の県道側から入るようになるかと思います。他にご意見、ご質問ありましたらお願いします。無いようですので採決に移らせて頂きます。
	議 長	議案第5号「農地法第5号による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
報告第1号	議 長	続きます。報告第1号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
	川上係長	(事務局説明)
	議 長	ありがとうございます。担当推進委員の坂本委員がお休みなので伊勢村正治農業委員に報告をお願いします。
	13番	相渡、ながの村、南地区担当の坂本委員に代わり伊勢村正治です。受付番号7-5について報告します。場所は[]の[]の[]のところにあります。事業者はKDDI株式会社で電気通信事業法に基づく認定事業者であります。事業の内容は携帯電話の無線基地建設のため地上高14.9mのコンクリート柱を設置するものです。設置予定の農地は現在作付されていない農地です。周辺

		農地への影響もないものと思われます。農地の所有者の同意も得られているので問題ないと思われます。農地の所有者と電話で連絡を取りどのような契約になっているか聞いたところ10年契約の賃貸ということでお話をされているようです。以上で報告を終わります。
	議長	説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	10番	場所がスコラ高原の近くということで高さが14mなので景観は問題ないと思われるがコスモドームの中で今まで通じなかったのが通じるようになるのか確認されたでしょうか？
	13番	確認はしていません。
	10番	この辺りは電波が届かない所が多くて特に建物の中に入ると電話ができなくなることが多かったのです。
	議長	今KDDIの申請が物凄く増えています。今草木だけでも4件ほど出ています。電柱型に全て変わってきています。 他にご意見、ご質問ありましたらお願いします。無いようでございます。報告事項でございますので申請通り許可することとします。
	議長	以上で本日提案する内容については全て終了しました。閉会します。
		14時20分